中野区孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム設置要綱

（設置）

第１条　孤独・孤立対策推進法（令和５年法律第４５号）第１１条の規定に基づき、中野区（以下「区」という。）及び区内において孤独・孤立対策（同法第１条に規定する孤独・孤立対策をいう。以下同じ。）に取り組む民間企業、特定非営利活動法人、地域団体その他の関係者（以下「関係団体等」という。）が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進につなげることを目的として、中野区孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を置く。

（取組内容）

第２条　プラットフォームは、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる取組を行う。

⑴　孤独・孤立対策を分野横断的に推進するための情報及び課題の共有に関すること。

⑵　第５条第１項に規定する参画団体が実施する孤独・孤立対策に関する情報の集約及び発信に関すること。

⑶　第５条第１項に規定する参画団体の相互の交流及び協働の促進に関すること。

⑷　前３号に掲げるもののほか、前条に規定するプラットフォームの目的を達成するために必要な事項

（区の役割）

第３条　区は、プラットフォームの円滑な運営を図るため、次に掲げる役割を担うものとする。

⑴　プラットフォーム全体の運営及び調整に関すること。

⑵　情報の発信及び交流の場の提供に関すること。

⑶　関係部署との必要に応じた連携に関すること。

（プラットフォームへの参画）

第４条　プラットフォームへの参画を希望する関係団体等は、別に定めるところにより区長に申込みを行い、その登録を受けなければならない。

２　区長は、前項の規定による申込みが行われたときは、当該申込みを行った関係団体等について、次に掲げる事項を確認の上、プラットフォームへの参画が適当と認めるときは、当該申込みを行った関係団体等を登録するものとする。

⑴　第１条に規定するプラットフォームの目的に賛同していること。

⑵　区内において孤独・孤立の予防若しくは解消に資する活動又は事業を現に行っていること。

⑶　プラットフォームへの参画において、営利活動、政治活動又は宗教活動を目的とする関係団体等でないこと。

⑷　当該関係団体等並びにその代表者及び構成員が、中野区暴力団排除条例（平成２４年条例第２７号）第２条第４号に規定する暴力団等でないこと。

３　プラットフォームへの参画に係る費用は、無料とする。

（脱退及び登録の取消し）

第５条　前条第２項の規定により登録を受けた関係団体等（以下「参画団体」という。）は、区長に届け出ることにより、プラットフォームから任意に脱退することができる。

２　区長は、参画団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

⑴　前条第２項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

⑵　１年以上参画団体の代表者との連絡が取れないとき又は当該関係団体等の活動又は事業の実態が確認できないとき。

⑶　法令若しくはこの要綱の規定に違反した行為又はプラットフォームの信用を著しく失墜させる行為を行ったとき。

⑷　参画団体が解散したとき又は当該関係団体等の活動又は事業が停止したとき。

⑸　前各号に掲げるもののほか、プラットフォームの運営に重大な支障が生ずるものと認められるとき。

（情報の取扱い）

第６条　プラットフォームにおける第２条第１号に規定する情報及び課題の共有並びに同条第２号に規定する情報の集約及び発信は、個人が特定されない方法により行うものとする。

２　参画団体は、プラットフォームにおける取組を通じて知り得た情報を適切に取り扱わなければならない。参画団体であった関係団体等についても、同様とする。

（会合の場の設置）

第７条　区長は、第２条各号に掲げる取組を行うため必要があると認めるときは、区及び参画団体による会合の場を設けることができる。

２　区長は、必要があると認めるときは、前項の会合の場に学識経験を有する者その他関係者の参加を求めることができる。

３　前２項に定めるもののほか、第１項の会合の場について必要な事項は、別に定める。

（庶務）

第８条　プラットフォームの庶務は、地域支えあい推進部地域包括ケア推進課において処理する。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、２０２６年１１月１０日から施行する。